

関係各課の長
関係各出先機関の長 殿

農林水産部長

富山県建設工事標準請負契約約款第 25 条第 5 項の運用の拡充について

富山県建設工事標準請負契約約款（平成 8 年 3 月 29 日富山県告示第 180 号）第 25 条第 5 項（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、「富山県建設工事標準請負契約約款第 25 条第 5 項の運用について」（平成 20 年 6 月 19 日付け耕第 405 号。以下「運用通知」という。）に定めたところであるが、その後の経済情勢を鑑みると、地域や工事内容によっては、原油価格の高騰等により、鋼材類や燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となるおそれがあると認められる。このため、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとしたので、取扱いに遺漏がないよう措置されたい。

なお、本通知に基づき単品スライド条項を適用しようとする場合には、事前に担当課及び耕地課技術管理係と協議されたい。

記

原油価格の高騰等の特別な要因により、富山県内において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通知に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱いに準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えることを確認するものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 20 年 9 月 12 日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの通知の施行日以降で平成 20 年 12 月 31 日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際の残工期が 2 ヶ月未満であっても、工期満了前であって、かつ、平成 20 年 10 月 31 日までの場合は、これを行うことができるものとする。